

〔平 17 . 1 . 25〕
〔総 24 - 6〕
〔基 礎 小 28 - 6〕

資 料

（ 地 方 税 関 係 ）

目 次

1.	平成17年度地方税収	1
2.	地方税収の推移	2
3.	主要税目の税収の推移	3
4.	個人所得課税の定率減税の縮減について	4
5.	税源移譲	5
6.	平成17年度の所得譲与税による税源移譲額	7
7.	税源移譲（地方への税源移譲）の年次進行イメージ	8
8.	個人住民税所得割及び所得税の税率構造	9
9.	所得税・個人住民税の税率ブラケット毎の適用人数	10
10.	税源移譲にあたっての基本的考え方	11
11.	税源移譲にあたっての主な検討項目	12
12.	法人事業税の分割基準（概要）	13
13.	法人事業税の分割基準の見直し	14
14.	法人事業税の分割基準（改正の経緯）	15
15.	法人事業税の分割基準の見直し（背景）	16
16.	個人住民税の人的非課税の範囲について	17
17.	平成16年度改正（年金課税の見直し等）による老年者世帯における課税最低限・ 非課税限度額の変化（世帯構成別）	18
18.	65歳以上の者に適用される非課税限度額の廃止【個人住民税】	19
19.	給与支払報告書の提出対象者の範囲の拡大について【個人住民税】	20
20.	都道府県が特例として行う徴収・滞納処分の要件緩和について【個人住民税】	21
21.	中古住宅及び中古住宅用地に係る特例措置の適用対象住宅の拡大【不動産取得税】	22
22.	中古住宅に係る特例措置の適用対象要件（改正後）	23
23.	自動車税における県域を越える自動車の転出入における月割計算の廃止	24
24.	長期避難指示に係る被災住宅用地に対する特例措置【固定資産税】	25

平成17年度地方税収

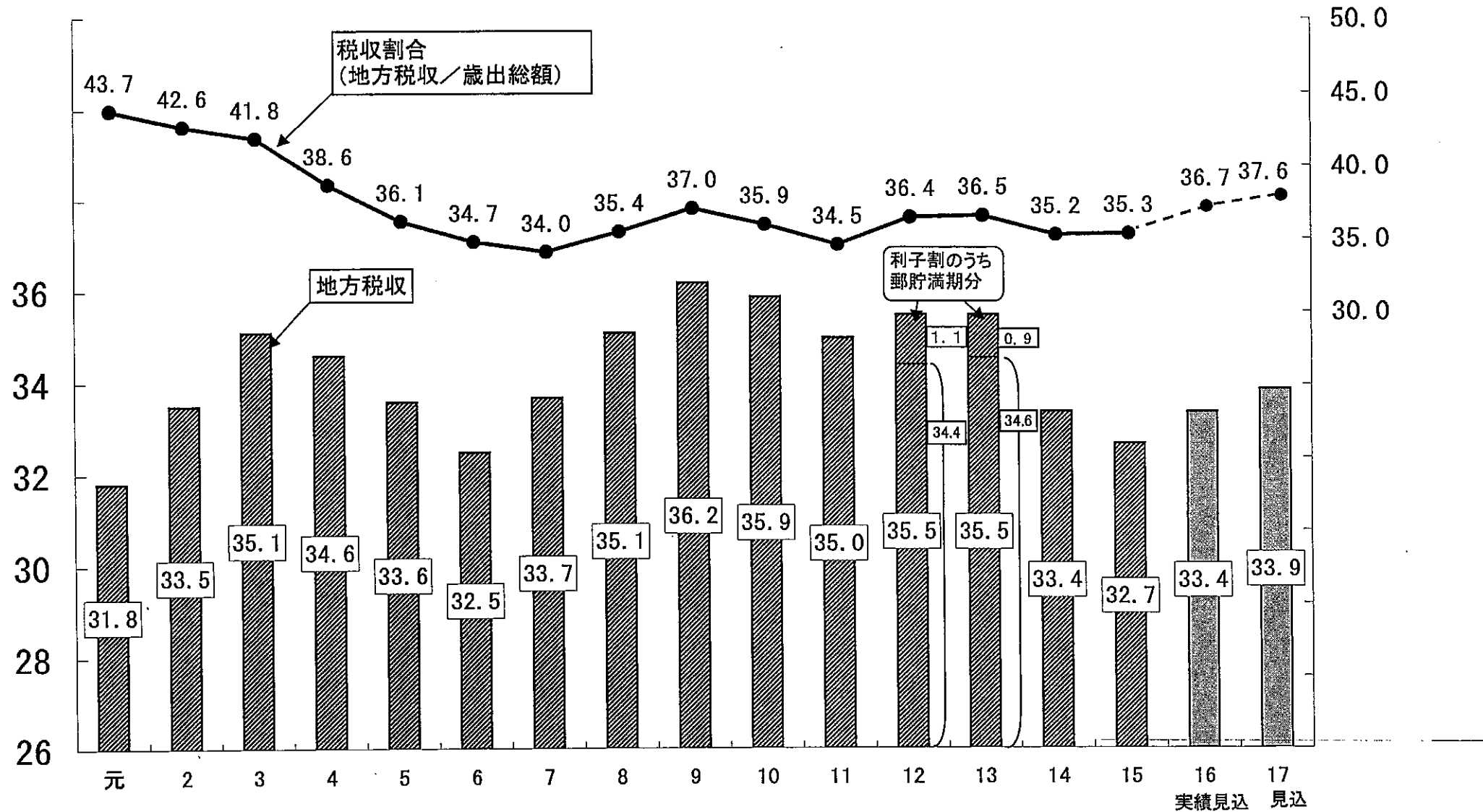
(単位:億円、%)

税目	16年度 地財計画額 A	17年度収入見込		17年度 地財計画額(案)		増減額 D-A	増減率 D/A
		現行法による 収入見込額 B	税制改正による 増減収見込額 C	B+C	D		
個人住民税	77,683	79,611		79,611		1,928	102.5
法人二税	60,901	70,327	▲ 2	70,325		9,424	115.5
地方消費税	25,001	25,061		25,061		60	100.2
自動車税	17,969	17,713		17,713		▲ 256	98.6
固定資産税	86,725	87,243	▲ 0	87,243		518	100.6
その他の (利子割を含む)	54,952	53,256	▲ 20	53,236		▲ 1,716	96.9
地方税計	323,231	333,211	▲ 22	333,189		9,958	103.1

地方税収の推移

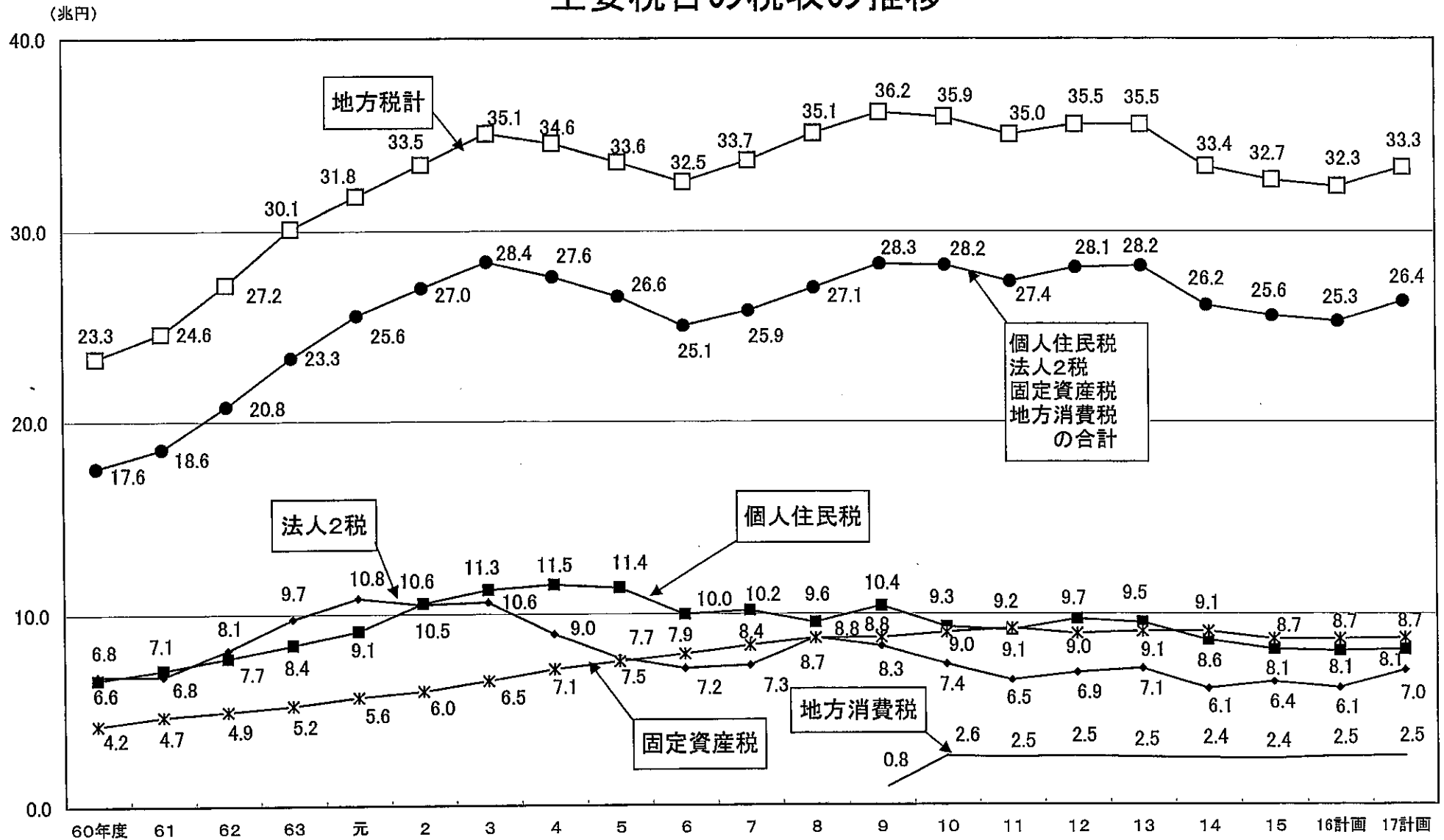
(兆円)

(%)



- (注) 1. 地方税収は、平成15年度までは決算額、16年度は実績見込額、17年度は当初見込額である。
 2. 地方税収/歳出総額の割合は、平成15年度までは決算額による数値、16、17年度は推計値である。

主要税目の税収の推移



(注) 1 平成15年度までは決算額、16年度、17年度は地方財政計画額である。

2 「個人住民税」には、道府県民税利子割を含む。

3 「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。

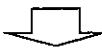
個人所得課税の定率減税の縮減について

1 実施の経緯

定率減税は、小渕内閣による恒久的減税の一環として、

- ①当時の「著しく停滞した経済活動の回復に資する」ため、
- ②個人所得課税の抜本的見直しまでの間の特例措置として、平成11年度税制改正で実施（現在も継続中）。

2 制度の概要・減収額

	内 容	減 収 額
個人住民税	現 行：税額の15%を控除（4万円を限度）  改正案：税額の7.5%を控除（2万円を限度）	0.8兆円  0.4兆円
所 得 税	現 行：税額の20%を控除（25万円を限度）  改正案：税額の10%を控除（12.5万円を限度）	2.5兆円  1.25兆円

（注）上記の改正は、所得税については平成18年1月から、個人住民税については平成18年6月徴収分から実施

税 源 移 譲

1 基本的な考え方

平成16年度与党税制改正大綱（平成15年12月17日 自由民主党・公明党）、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意（平成16年11月26日 政府・与党）等に基づき、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現する。

この税源移譲は、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。平成17年度においては、暫定的措置として、所得譲与税により、1兆1,159億円の税源移譲を行う。

また、この税源移譲は、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見直しを行う。

2 検討課題

- ①所得税・個人住民税の役割分担を明確化
 - （所得税：所得再配分機能
 - 個人住民税：応益性・偏在度の縮小
- ②個々の納税者の負担の変動を極力抑制
- ③あるべき税制の方向性と整合的な姿を確保



所 得 税	・ 最低税率(10%)よりも低い税率 ブラケットの設定 ・ 最高税率の引上げ ・ ブラケットの見直し ・ 人的控除の見直し
個 人 住 民 税	・ 税率のフラット化 ・ 低所得部分に係る負担調整措置

3 スケジュール

平成18年度税制改正 具体的な改正内容を決定
→ 平成18年通常国会において、税源移譲関連の税法改正

⇒ 平成19年(度)分の所得税・個人住民税から改正法を適用

※ 平成18年度は、税源移譲の所要額について、税源移譲関連の税法改正の内容を踏まえ、所得譲与税で対応

4 平成17年度の所得譲与税

			(参考) 16年度
総 額	:	1 兆 1, 1 5 9 億円※	4, 249 億円
譲与基準	:	人口 (平成 1 2 年国勢調査人口)	同 左
譲与割合	:	都道府県分 総額の 5 分の 3	総額の 2 分の 1
		市町村分 総額の 5 分の 2	総額の 2 分の 1

※ 17年度の1兆1,159億円は、16年度分(4,249億円)を含む。

平成 1 7 年度の所得譲与税による税源移譲額

<補助金改革に伴い税源移譲すべき額(所得譲与税分)>

平成17年度までの累計額			
都道府県分	市町村分	合 計	備 考 (主な廃止補助金)
(推計値) 7, 074億円 (63%)	(推計値) 4, 085億円 (37%)	1兆1, 159億円	国民健康保険 義務教育費(共済長期負担金等) 公立保育所運営費 養護老人ホーム 公営住宅家賃収入補助 介護保険事務費 など

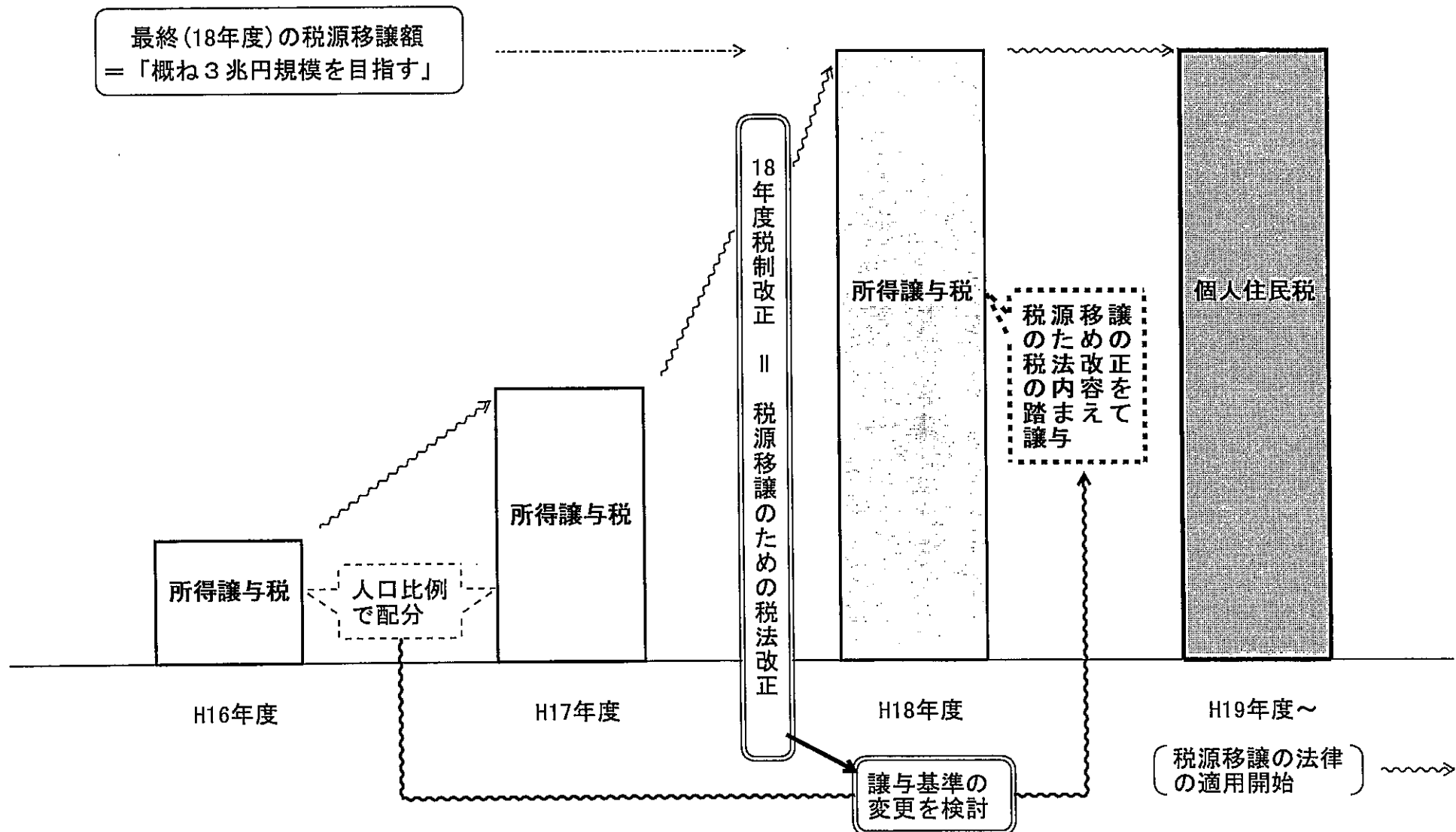
(注) 都道府県分と市町村分の区分は、各々の補助金の交付先を把握(一部は推計)して積算するとともに、連動する都道府県補助金の廃止影響等を加味して、総務省において推計したものであり、精査の結果、数値に異動を生じることがある。

<平成17年度の所得譲与税(案)>

都道府県分	市町村分	合 計	備 考
6, 695億円 (60%)	4, 464億円 (40%)	1兆1, 159億円	各団体へは人口比例で譲与

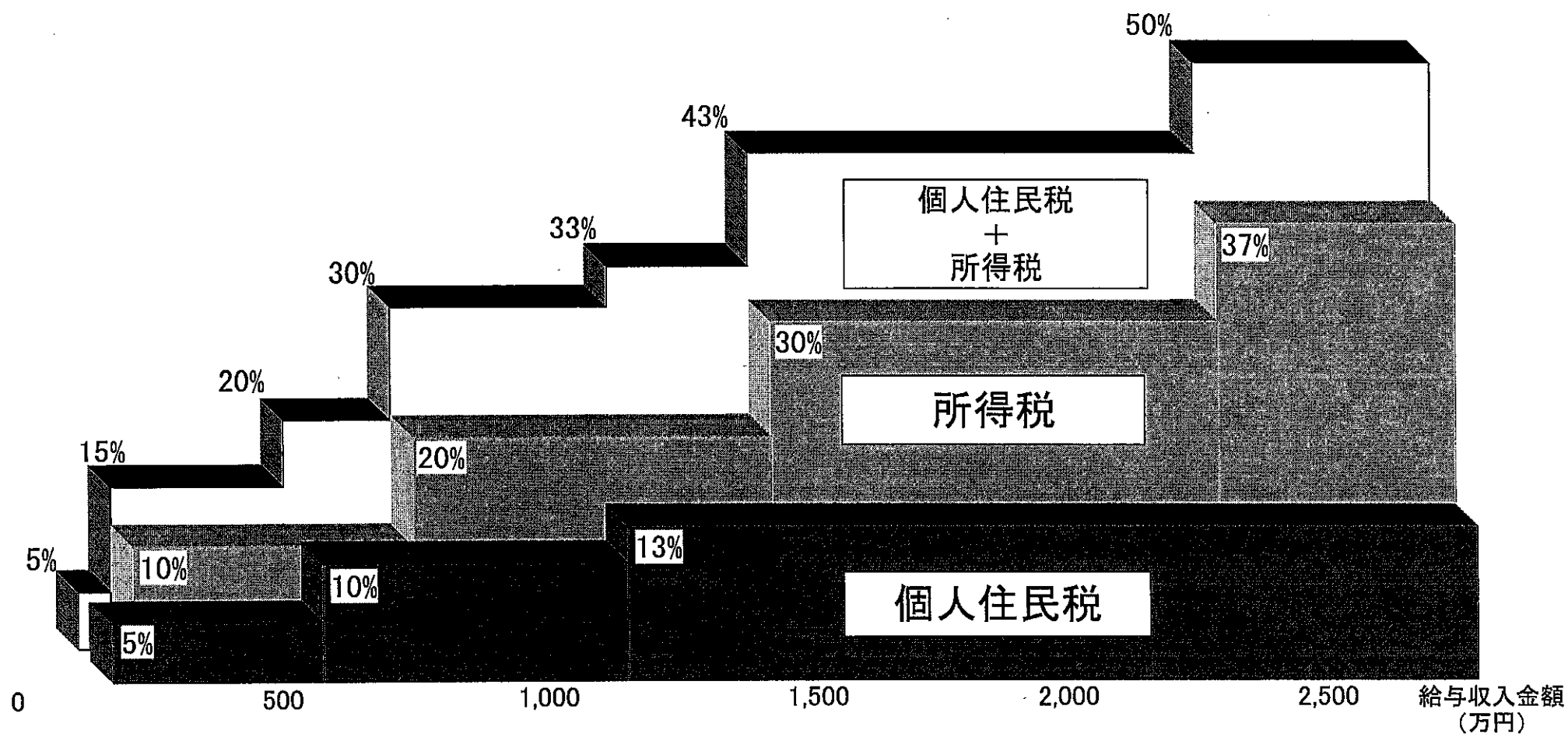
税源移譲（地方への移譲額）の年次進行イメージ

未 定 稿



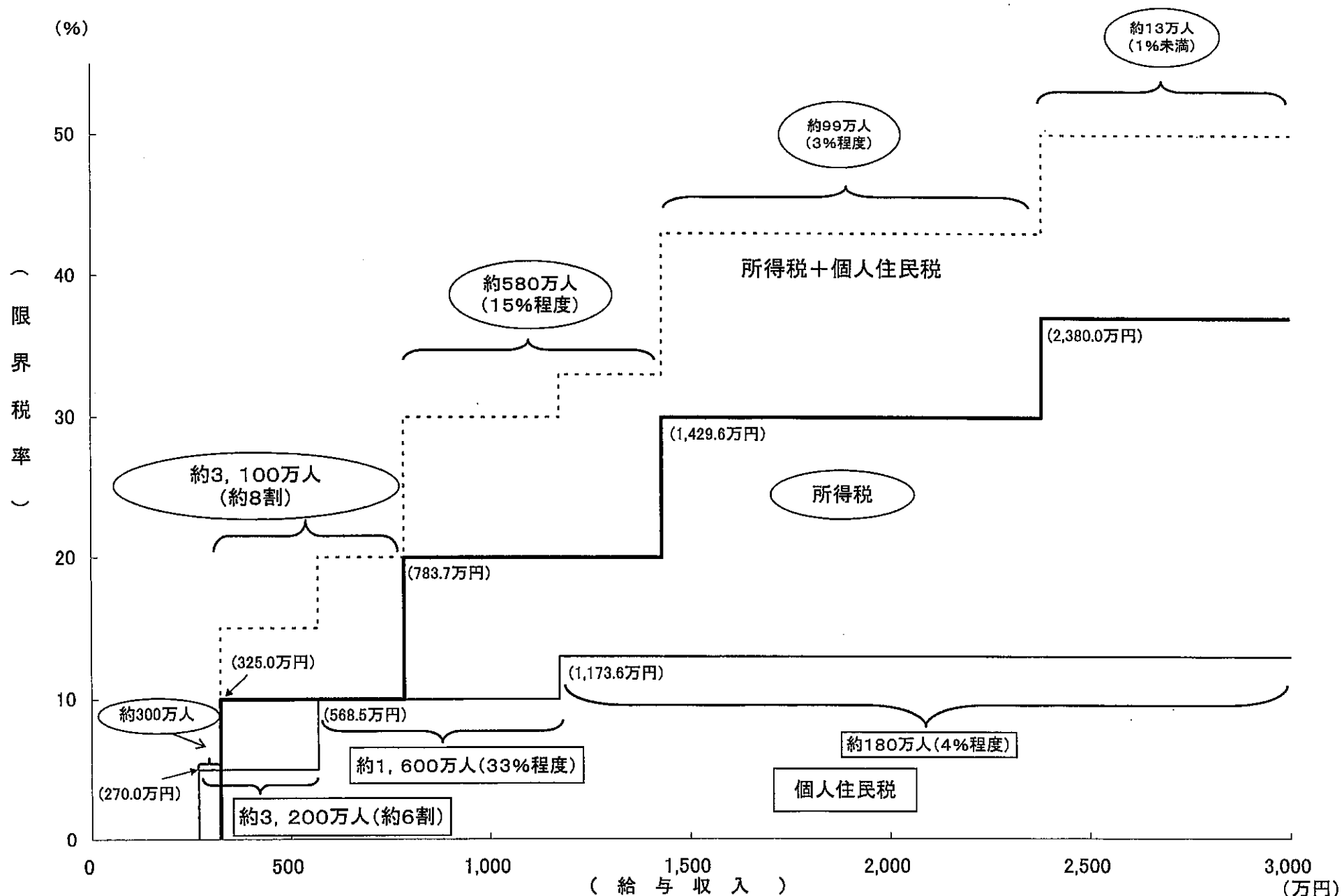
※注 平成16年度及び17年度に税源移譲予定特例交付金で措置された分に係る18年度以降の取扱いについては、別途検討が必要。

個人住民税所得割及び所得税の税率構造



(注) 給与収入金額は、夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族)(配偶者特別控除(上乘せ部分)廃止後)の場合である。

所得税・個人住民税の税率ブラケット毎の適用人数

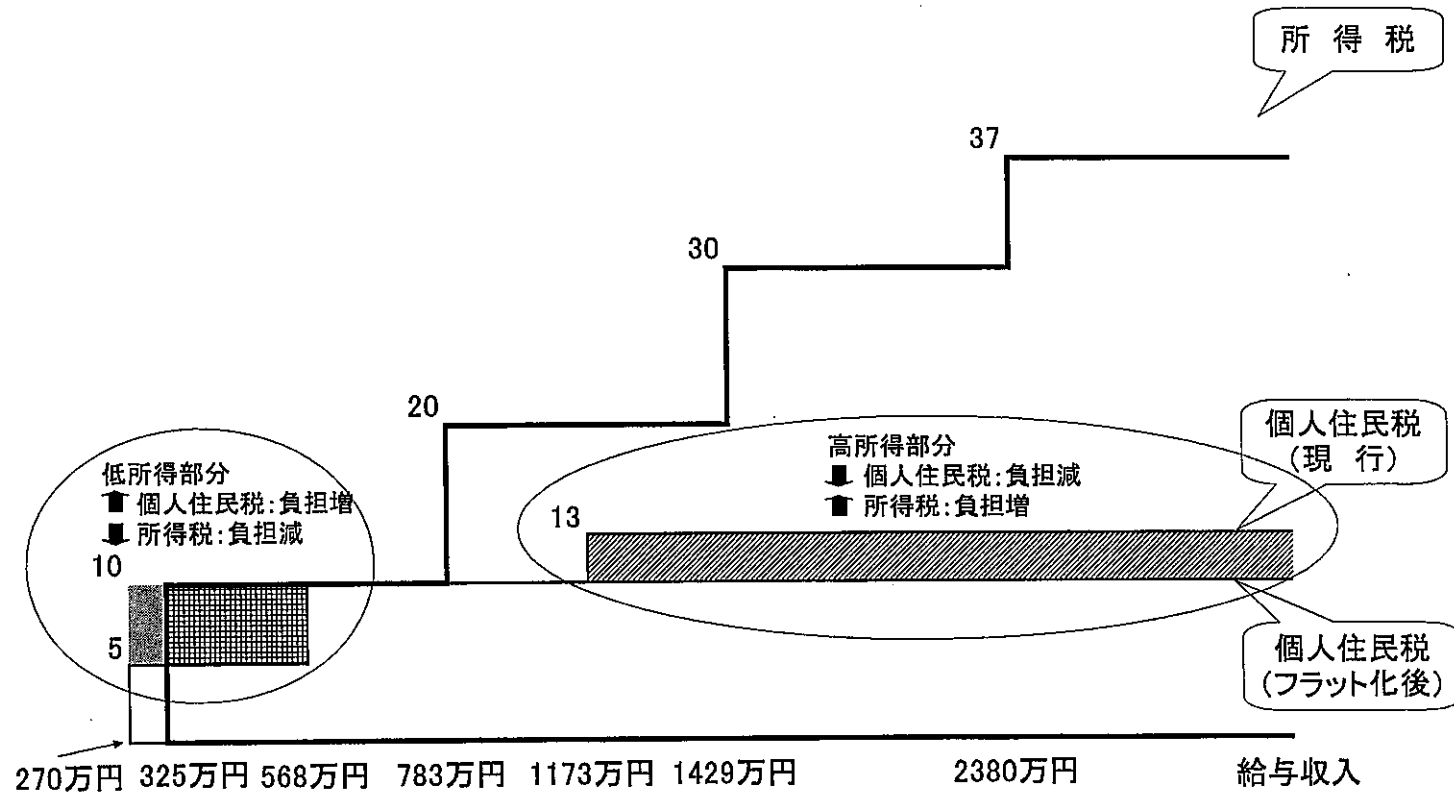


- （注）1 所得税の税率ブラケット毎の適用人数は、「民間給与の実態（14年）」より、1年間を通じて勤務した納税者に係る給与収入別の人員分布から扶養人員数等を考慮して推計。
 2 個人住民税の税率ブラケット毎の適用人数は、「平成15年度市町村税課税状況等の調」による。
 3 各税率が適用される給与収入は参考として夫婦2人の場合を示した。

税源移譲にあたっての基本的考え方

所得税法及び地方税法本則の改正により、所得税から個人住民税へ恒久措置として本格的な税源移譲を実施。その際、

- ① 所得税・個人住民税の役割分担を明確化
 - 所得税：所得再分配機能
 - 個人住民税：応益性・偏在度の縮小 ⇒ フラット化
- ② 個々の納税者の負担の変動を極力抑制
- ③ 全体として「あるべき税制」の方向性と整合的な姿を確保



(注) 夫婦子2人の給与所得者の場合。

税源移譲にあたっての主な検討項目

- 個人住民税における対応とともに、所得税においても、あるべき税制の方向と整合的な見直しによる対応を検討 —

1. 所得税

- (1) 最低税率（10%）よりも低い税率ブラケットの設定
- (2) 最高税率の引上げ
- (3) ブラケットの見直し
- (4) 人的控除の見直し

2. 個人住民税

- (1) 税率のフラット化
- (2) 低所得部分に係る負担調整措置

法人事業税の分割基準(概要)

分割基準とは

法人の事務所等が2以上の都道府県にあるとき、当該法人の課税標準である所得等を一定基準に従って事務所等の所在する都道府県に分割し、その分割された課税標準額について各都道府県が課税権を行使

→ この分割に用いる基準を「分割基準」という。

分割基準の 考え方

応益課税としての事業税の性格から、次の考え方により分割基準を設定

- ① 各都道府県内における事業の規模、活動量等を的確に表すものであること
- ② 税務実務上できるだけ単純かつ明確であること

法人事業税の分割基準の見直し

事業		現 行	改正（案）
非製造業	銀行業 証券業 保険業	課税標準の 1 / 2 : 事務所数 課税標準の 1 / 2 : 従業者数 (資本金 1 億円以上の法人： 本社管理部門の従業者数を 1 / 2)	課税標準の 1 / 2 : 事務所数 課税標準の 1 / 2 : 従業者数
	運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業等	従業者数 (資本金 1 億円以上の法人： 本社管理部門の従業者数を 1 / 2)	
製造業		従業者数 (資本金 1 億円以上の法人： 本社管理部門の従業者数を 1 / 2、 工場の従業者数を 1. 5 倍)	従業者数 (資本金 1 億円以上の法人： 工場の従業者数を 1. 5 倍)
鉄道事業 軌道事業		軌道の延長キロメートル数	
ガス供給業 倉庫業		事務所等の固定資産の価額	
電気供給業		課税標準の 3 / 4 : 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の 1 / 4 : 事務所等の固定資産の価額	

法人事業税の分割基準(改正の経緯)

	S26年度	S29年度	S37年度	S42年度	S45年度	S47年度	S57年度	H元年度	H17年度(案)
銀行業 保険業 (証券業)	従業者 の数	1/2を事務所の数 他の1/2を従業者の数		各月の延従業者の数を期末現在の従業者の数とした	資本金が1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2			証券業が追加された	1/2を事務所の数 1/2を従業者の数 ※本社管理部門の従業者数1/2措置は廃止
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業等									
製造業			資本金1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2					資本金1億円以上の法人の工場の従業者数については1.5倍	本社管理部門の従業者数1/2措置は廃止
鉄道業 軌道業	1/2を 固定資産の価額 他の1/2を従業者の数	軌道の延長キロメートル数							
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額							
電気供給業						1/2を発電所の固定資産の価額 他の1/2を固定資産の価額	3/4を発電所の固定資産の価額 他の1/4を固定資産の価額		

法 人 事 業 税 の 分 割 基 準 見 直 し (背 景)

① 社会経済情勢の変化に、より適合した基準にすべきではないか。

- ・ 平成元年度改正以降16年にわたり分割基準は見直されていない。
- ・ その間、企業は、効率化・高付加価値化を追求し、IT化・アウトソーシング化等が進展。

② 各都道府県の事業税収の構成比と、事業活動規模の構成比が、乖離しているのではないか。

- ・ 特に、近年、乖離が拡大傾向にあるのではないか。

(参考 東京都の構成比の推移) ～平成元年度改正(直近改正)以降～

	平成3～5年度平均	平成12～14年度平均	変化率
法人事業税収	21.5%	23.7%	↗ 2.2ポイント増
県内総生産	16.6%	16.9%(注)	→ ほぼ横ばい (0.3ポイント増)
従業者数	13.6%	13.3%(注)	→ ほぼ横ばい (0.3ポイント減)

(注) 法人事業税収は、超過課税分及び銀行税による増収分を除く
 県内総生産及び従業者数は、平成11～13年度(直近データ)の平均

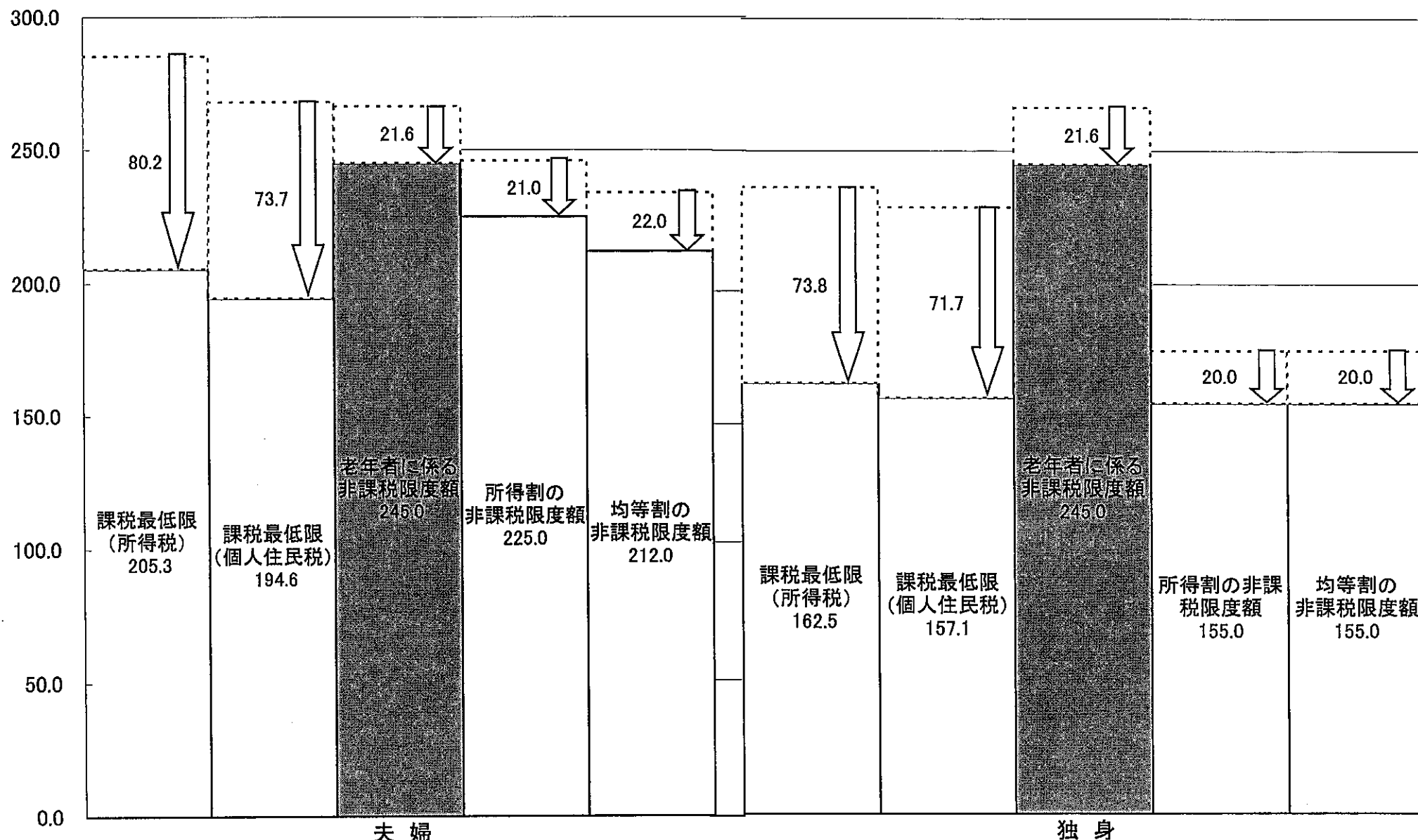
個人住民税の人的非課税の範囲について

- 均等割と所得割がともに非課税とされる者
 - ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
 - ② 障害者、未成年者、65歳以上の者、寡婦又は寡夫で
前年の合計所得金額が125万円^(注)以下の者

(注) 合計所得金額 125 万円を年金収入に換算すると、245 万円となる。

平成16年度改正(年金課税の見直し等)による老年者世帯における課税最低限・非課税限度額の変化(世帯構成別)

(単位:万円)

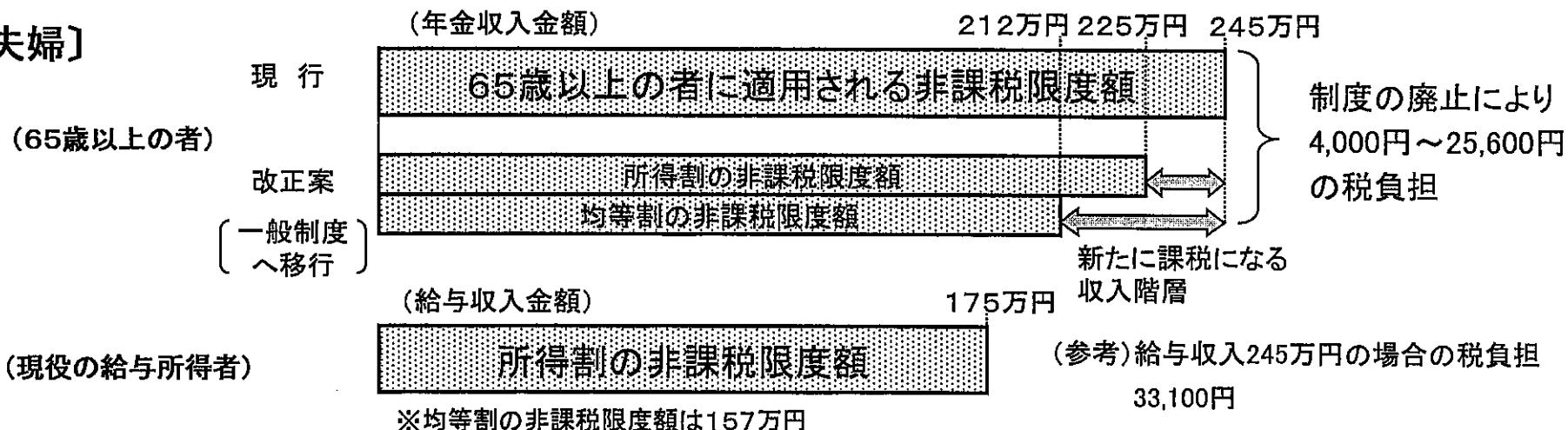


(注) 1 「年金課税の見直し」とは、平成16年度改正による公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止である。

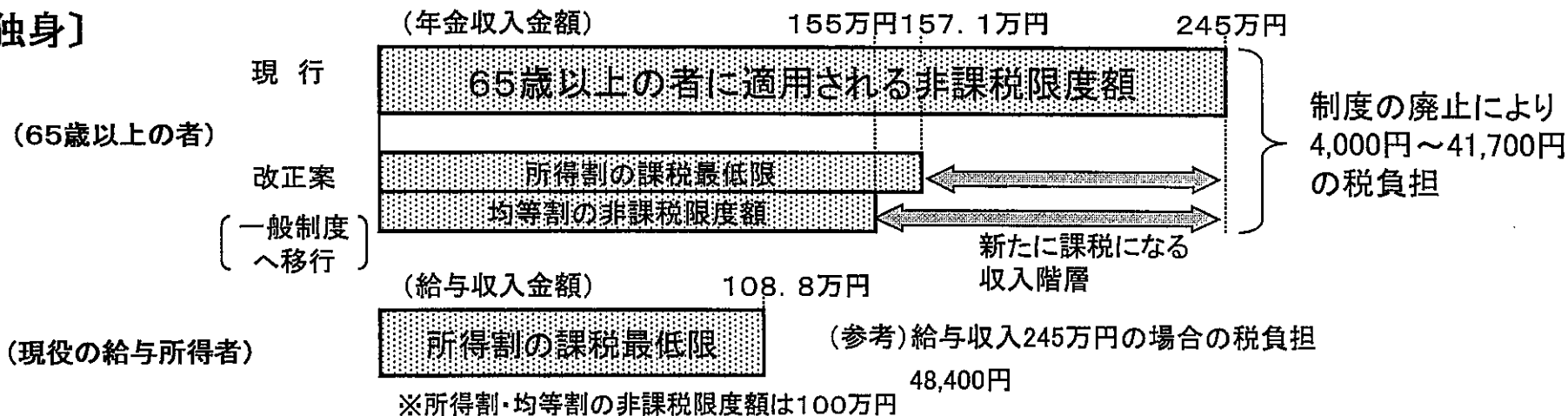
2 均等割の非課税限度額は、生活保護法の規定による一級地における基準額を記載した。

65歳以上の者に適用される非課税限度額の廃止【個人住民税】

〔夫婦〕



〔独身〕



(注) 1 税負担額は、いずれも定率控除後(17改正案)のもので、均等割額を含む。また、均等割の非課税限度額は、生活保護法の規定による一級地における基準額を記載した。

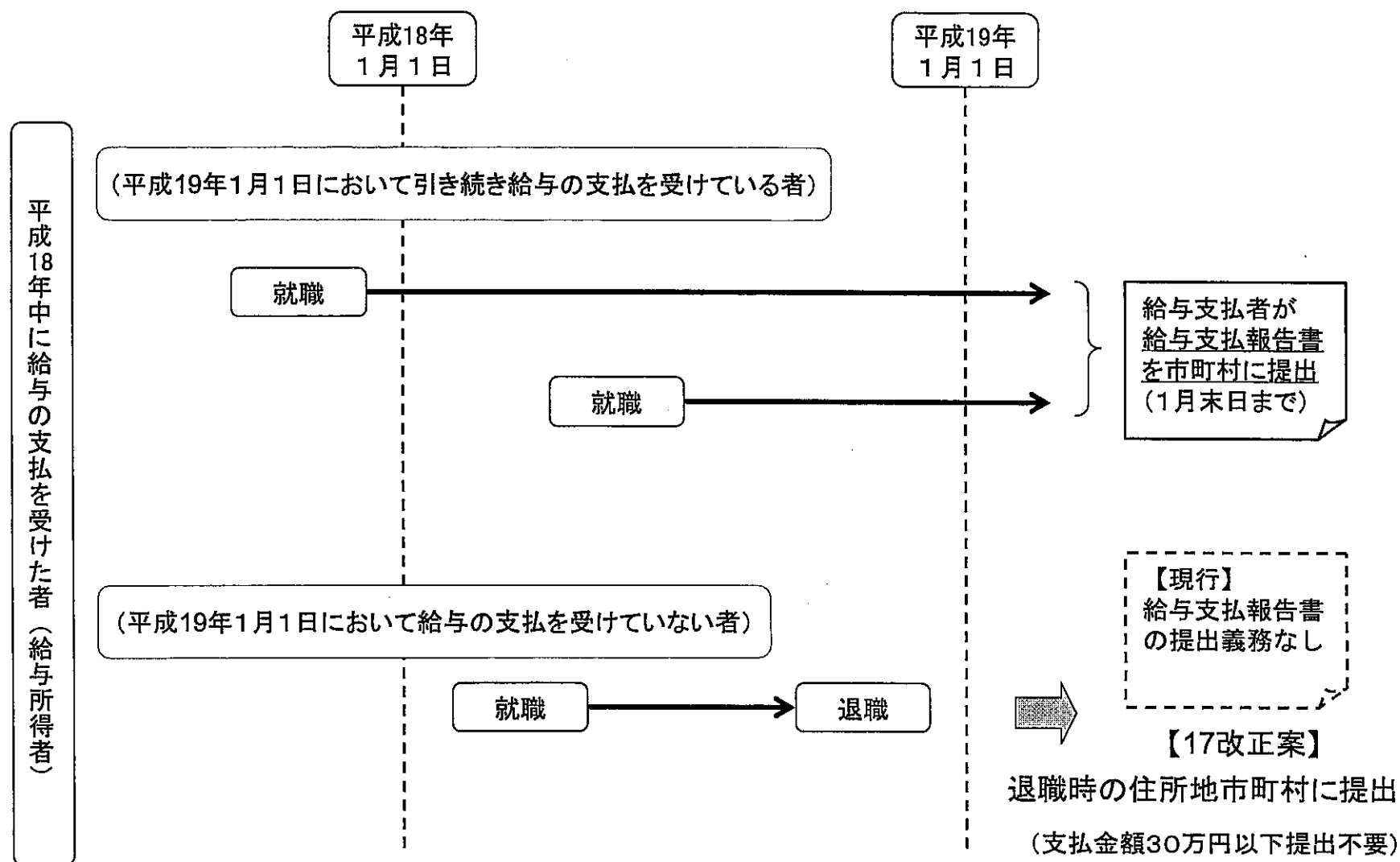
2 65歳以上の夫婦の場合、夫の年金収入のほか、妻の基礎年金収入79.4万円(年額)が見込まれる。

3 平成18年度から段階的に廃止(平成17年度1月1日において65歳に達していた者の税額を、平成18年度分は3分の1、平成19年度分は3分の2、平成20年度分からは全額とする)。

(参考) モデル年金額の水準: 279.9万円(平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマン夫婦(妻は専業主婦)の受け取る年金額(平成16年度水準))

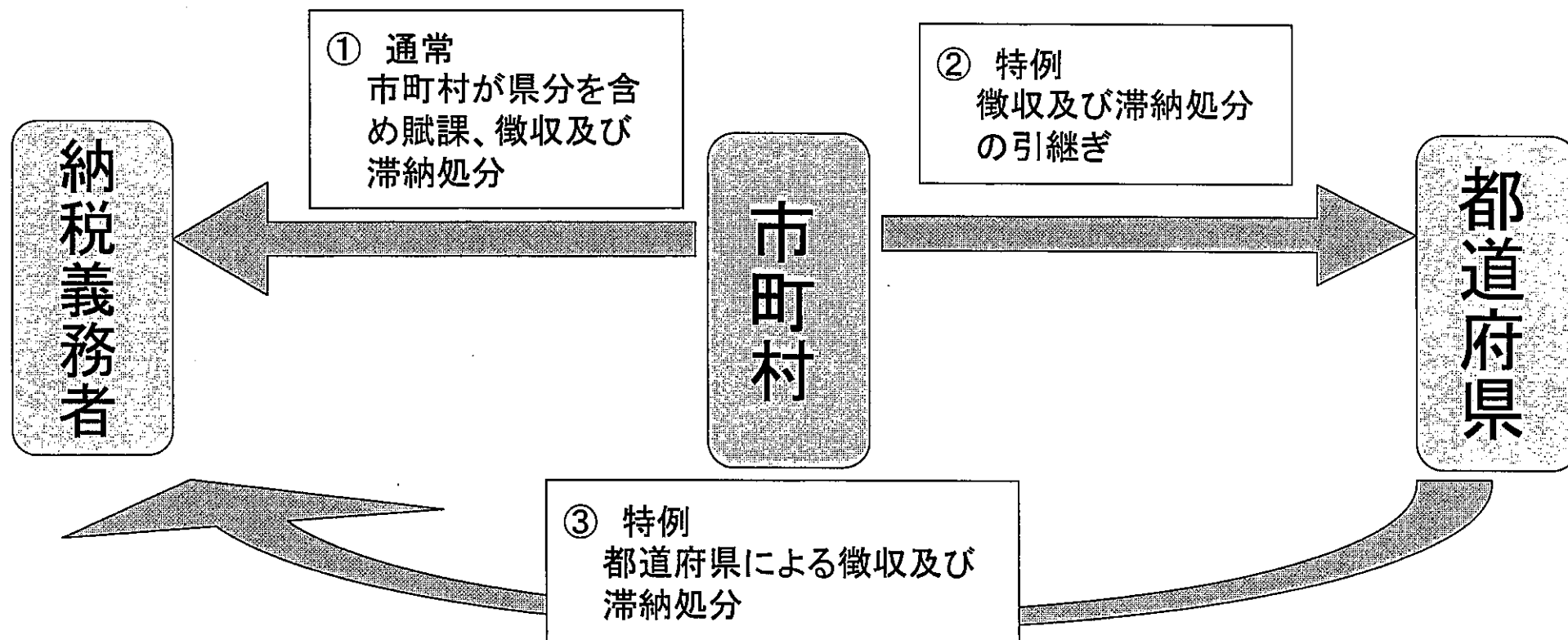
(内訳) 夫: 200.5万円 妻: 79.4万円

給与支払報告書の提出対象者の範囲の拡大について【個人住民税】



※ 給与支払報告書は、源泉徴収票との複写式になっているため、源泉徴収票を作成している給与支払者は、源泉徴収票の作成の際、給与支払報告書も同時に作成している。

都道府県が特例として行う徴収・滞納処分の要件緩和について【個人住民税】



【引継ぎ要件】

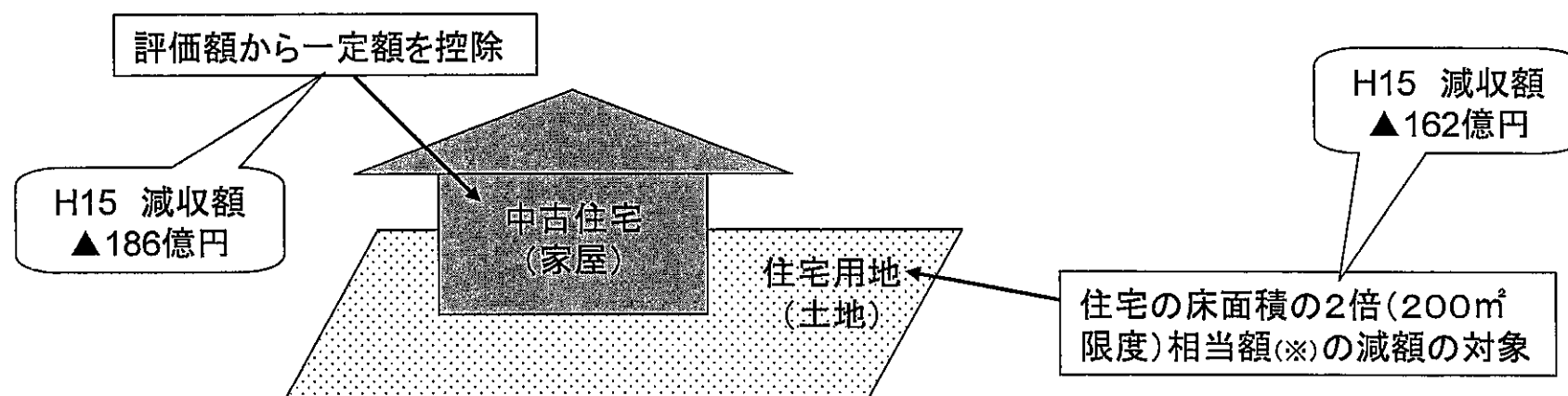
	〔現行〕	〔17改正案〕
・ 実施期間の上限	3ヶ月	1年
・ 地域単位要件（その地域内のすべての滞納者を対象）	あり	なし
・ 対象要件	滞納繰越分のみ	現年滞納分もあわせて実施可

※ 都道府県知事が滞納処分等を実施するには、市町村長の同意が必要である点については、従前どおり。

中古住宅及び中古住宅用地に係る特例措置の 適用対象住宅の拡大 【不動産取得税】

特 例 内 容

- 一定の要件を満たす中古住宅については、評価額から最大1,200万円(注)を控除
- 当該中古住宅の住宅用地については、住宅の床面積の2倍(200㎡を限度)相当額(※)を減額

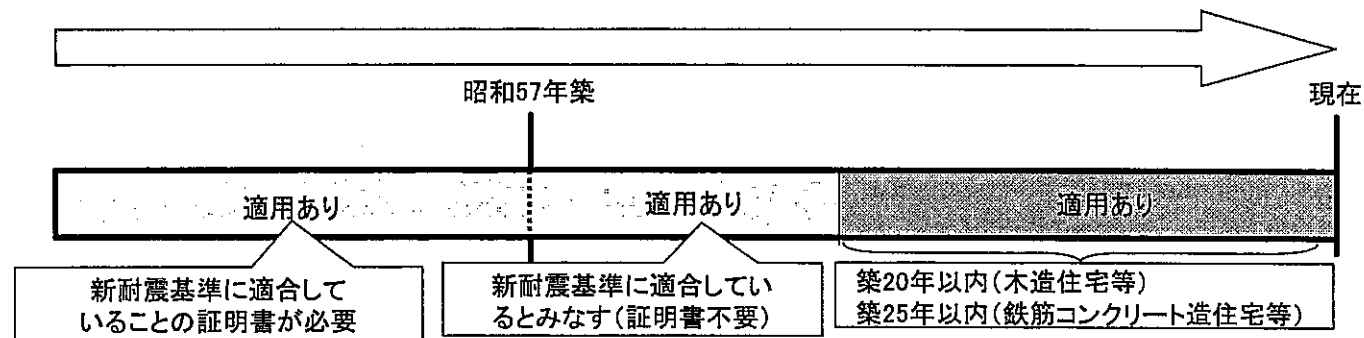


(注) 控除額は、当該中古住宅が新築された時期により異なる。

例：	昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	→	420万円控除
	昭和60年7月1日～平成元年3月31日	→	450万円控除
	平成元年4月1日～平成 9年3月31日	→	1,000万円控除
	平成 9年4月1日～	→	1,200万円控除

(※) 150万円又は住宅の床面積の2倍(200㎡限度)相当額のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額。

中古住宅に係る特例措置の適用対象要件(改正後)



※ 新耐震基準に適合していることの証明

建築基準法の構造耐力基準等を満たしていることを建築士が確認(家屋の基本構造及び外壁等の総合的な耐震性を診断)し、証明証を発行する。診断費用は戸建住宅で5～15万円程度、マンション(20～30戸程度)で150～400万円程度。

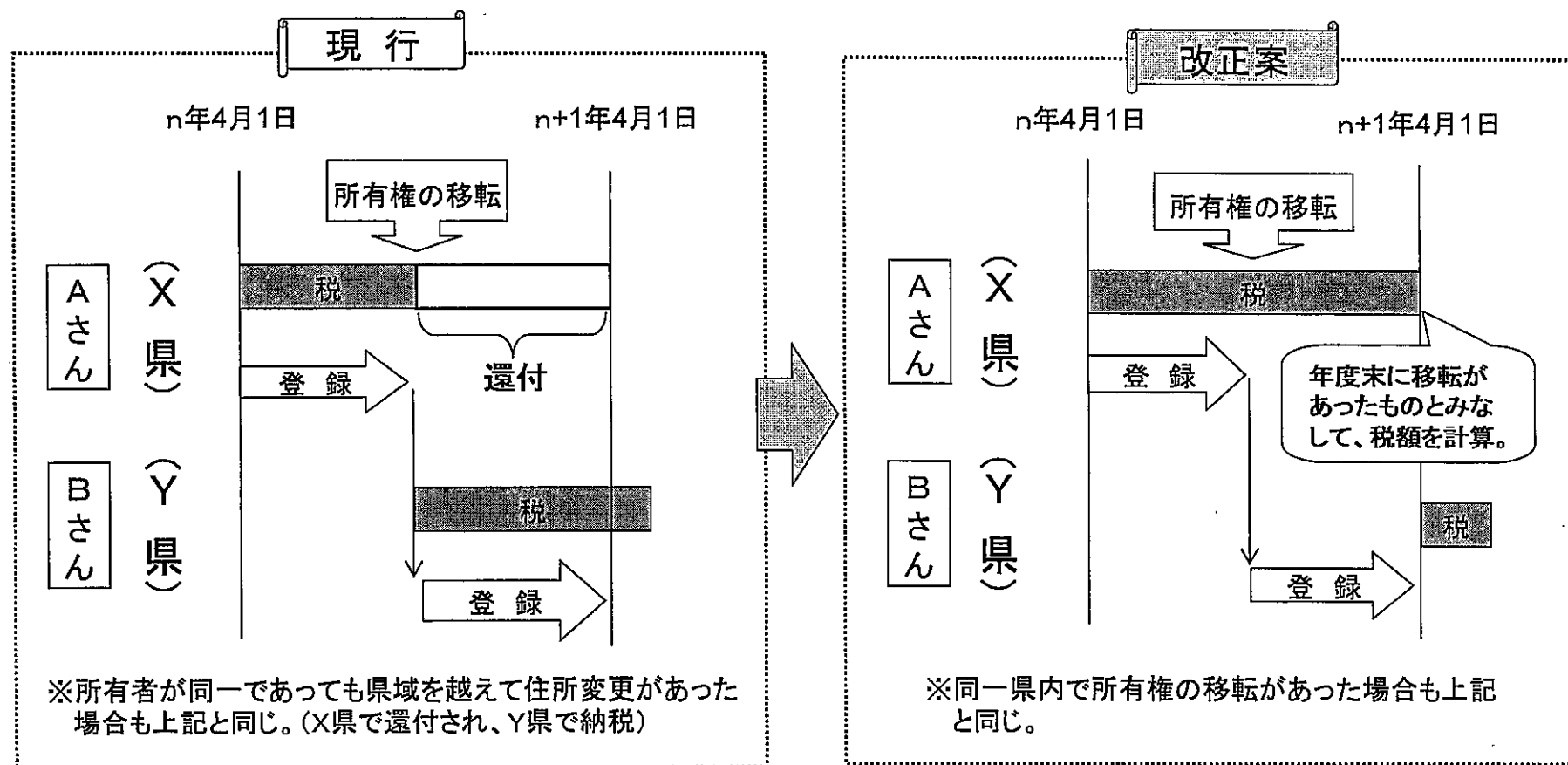
(注)新耐震基準……昭和56年の建築基準法施行令改正で導入。新耐震設計法による家屋等の建築を義務付け。

自動車税における県域を越える自動車の転出入における月割計算の廃止

平成17年度税制改正大綱(平成16年12月15日 自由民主党・公明党)(抄)

自動車税について、賦課期日後に主たる定置場又は自動車の所有者の変更に伴う県域を越える自動車の転出入があった場合においては、当該年度の末日に当該変更があったものとみなし、月割計算を廃止する。

この改正は平成18年4月1日以降の県域を越える自動車の転出入について適用することとし、それまでの間、納税義務者等に対し制度の改正に係る周知徹底を行うなど、円滑な実施のため十分な対策を講ずる。



長期避難指示に係る被災住宅用地に対する特例措置【固定資産税】

被災住宅用地特例

・現行一般規定

震災等が発生した際に住宅用地特例が適用されていた土地について、被災により住宅用地として使用することができない場合であっても、2年間住宅用地とみなして、住宅用地特例を適用する。

(平成13年創設)

①鳥取県西部地震等を踏まえ、災害一般に適用可能な規定の整備を既に行っているが、想定外であった長期の避難指示に係る場合について考慮。

②被災に伴う長期の避難がもたらす経済的な状態を考慮。

○ 避難指示期間が災害発生年の翌年以降に及んだ場合、避難指示解除後3年間まで適用可能とする。

<参 考>住宅用地特例 (住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)

区 分		土地の利用状況と面積区分		課税標準額
住宅用地	小規模住宅用地	住宅の敷地	200㎡以下の部分	価格×1／6
	一般住宅用地		200㎡を超える部分（家屋の床面積の10倍まで）	価格×1／3